

その他のルール

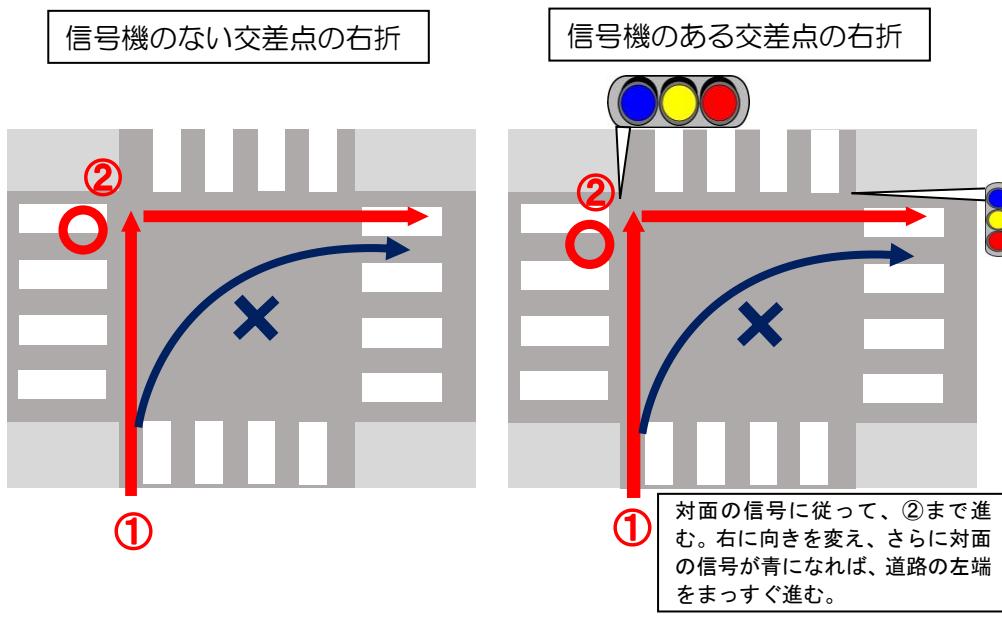


● 左折又は右折の方法

- 左折…あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければいけません。
- 右折…下の図のように
 - ①あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、
 - ②交差点の側端に沿って徐行しなければいけません。

【法 34 条第 1 項】

【法 34 条第 3 項】



【罰則】 2万円以下の罰金又は料金

● 進路変更の禁止

自転車は、後方からくる車が急ブレーキや急ハンドルで避けなければならなくなるようなときは、その進路を変更してはいけません。

進路変更をするときは、後方の安全確認をしましょ。

【法 26 条の 2 第 2 項】

【罰則】 5万円以下の罰金

● 踏切の通過

自転車は、踏切を通過しようとするときは踏切の直前で停止し、かつ、安全を確認しなければいけません。



【法 33 条第 1 項】

踏切を通過しようとするときに、遮断機が閉じようとし若しくは閉じている間又は踏切の警報器が警報している間は、その踏切に立ち入ってはいけません。

【法 33 条第 2 項】

【罰則】 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

その他のルール



● 警音器の使用

自転車は、左右の見通しのきかない交差点や見通しのきかないまがりかど等であって、道路標識等により指定された場所を通行しようとするとときは、警音器を鳴らさなければいけません。

上記のような場合以外には、警音器を鳴らしてはいけません。(危険を防止するためやむを得ないときを除く)

【法 54 条第 1 項】

【法 54 条第 2 項】

【罰則】 5 万円以下の罰金等

● 携帯電話使用等

自転車を運転中に携帯電話やスマートフォンで通話をしたり、画像を注視してはいけません。

【法71条第5号の5】



交通の危険を生じさせた場合

【罰則】 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

手で携帯電話を保持して、通話や表示された画像を注視した場合

【罰則】 1 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

● 視野を妨げたり、安定を失ったりする運転

○ イヤホンやヘッドホンで音楽等を聴きながら

警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示などの必要な音や声が聞こえない程度の音量で、イヤホンやヘッドホンを使って音楽などを聴きながら自転車を運転してはいけません。

※ 自転車利用者の責務として、携帯電話、イヤホン又はヘッドホンを使用しながら運転しないなど自転車の安全利用に努めなければならない。

【法71条第6号】
【府規12条第12号】

【府条 3 条第 1 項第 2 項】

○ 傘をさしながら

傘をさしながら自転車を運転してはいけません。

ただし、交通の極めて閑散な道路において自転車を運転する場合にあってはこの限りではない。



【法71条第6号】
【府規12条第9号】

【罰則】 5 万円以下の罰金

● 「あおり運転」(妨害運転)の禁止

「あおり運転」(妨害運転)は、重大な交通事故につながる極めて悪質・危険な行為です。

自転車も、他の車両等の通行を妨害する目的で、

通行区分、急ブレーキの禁止、車間距離の保持、

進路の変更の禁止、追越しの方法、

警音器の使用等安全運転の義務（幅寄せ）

の違反を行うことは、厳正な取締りの対象となります。※ 不必要な急ブレーキなど



【法117条の2の2
第11号】

【罰則】 3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

その他のルール



● 二人乗りは禁止

自転車の二人乗りをしてはいけません。バランスを崩しやすく、非常に危険です。

※ ただし

- ① 16歳以上の者が、幼児1人を幼児用座席に座らせる、又は、背負い、ひも等で確実に繋縛している場合
- ② 幼児2人同乗用自転車で幼児2人を幼児用座席に座らせる場合
- ③ 16歳以上の者が幼児1人を幼児2人同乗用自転車の幼児用座席に座らせ、かつ、幼児1人を背負い、ひも等で確実に繋縛している場合は、この限りではない。

【法55条第1項抜粋】

16歳以上の運転者が
幼児を自転車に乗せる場合

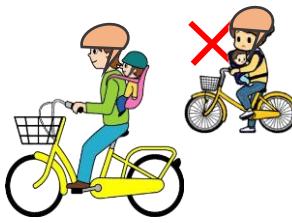
- ・幼児用座席に乗せる場合→ 小学校就学の始期に達するまで
- ・ひもなどで背負う場合→ 6歳未満

<幼児1人を乗せる場合>



幼児用座席に乗せる

抱っこはダメ!



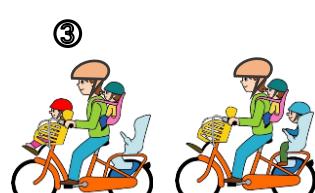
ひもなどで背負う

<幼児2人を乗せる場合>

※ 幼児2人同乗用自転車に限ります。



前後の幼児用座席に
1人ずつ乗せる



幼児用座席に1人乗せ、かつ、
1人をひもなどで背負う

【罰則】 5万円以下の罰金等

● 並進は禁止

自転車が2台以上並んで走ると、幅をとることとなり、他の交通にとって危険であるため、並進は禁止されています。

ただし、「並進可」の標識がある場所では、普通自転車は、2台まで並進できます。

【法19条】

【法63条の5】

【罰則】 2万円以下の罰金又は料料

● 交通事故の場合の措置

交通事故を起こしたときは、自転車の運転者は直ちに自転車の運転を停止し、負傷者を救護して、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。

また、直ちに警察に事故の内容を報告しなくてはいけません。

【法72条第1項前段】

【法72条第1項後段】

【罰則】 1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等